

新潟市消防局・中央消防署庁舎 庁舎棟建設工事
入札説明書

新 潟 市

平成25年5月28日

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 工事名

新潟市消防局・中央消防署庁舎 庁舎棟建設工事

(2) 工事場所

新潟市中央区鐘木地内

(3) 工事概要

構造・規模 鉄筋コンクリート造5階建

(一部鉄骨鉄筋コンクリート造, 鉄骨造, プレストレストコンクリート造,
基礎免震構造)

建築面積 2, 213. 31 m²

延床面積 8, 321. 15 m²

(4) 工種

建築一式工事

(5) 完成期限

平成27年10月15日まで

(6) 予定価格

開札後に公表

(7) 調査基準価格

開札後に公表

(8) 支払条件

平成25年度 前払金・部分払 有り 平成26年度 前払金・部分払 有り

平成27年度 前払金・部分払 有り

(9) 建設リサイクル法の適用

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事であるため、工事請負契約書に（1）分別解体等の方法（2）解体工事に要する費用（3）再資源化等をするための施設の名称及び所在地（4）再資源化等に要する費用についてそれぞれ記入

が必要となる。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格条件をすべて満たした特定共同企業体で、かつ、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 特定共同企業体の資格条件

ア 構成員数は、3社又は4社とする。

イ 各構成員は、本件工事に係る入札において、同時に2以上の特定共同企業体の構成員になることができない。

ウ 構成員の数が3社の場合は、すべての構成員の出資比率が20%以上であること。構成員の数が4社の場合は、すべての構成員の出資比率が15%以上であること。また、代表者となる構成員の出資比率は、当該特定共同企業体の構成員中最大でなければならない。

(2) 特定共同企業体の構成員の資格条件

ア 建築一式工事について、本市の競争入札参加資格審査において審査を受け資格を有する者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 公告日から開札日までの期間中に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領（以下「指名停止要領」という）の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。

オ 次の(ア)から(キ)までのいずれにも該当しない者であること。

(ア) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員である者

(エ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

(オ) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(カ) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(キ) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

ク 特定共同企業体の代表構成員は、2（2）のアからオまでに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定める経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値通知書（本件工事の入札参加資格申請の前日以前で有効かつ最新のものとする。以下同じ。）における建築一式の総合評定値が1,200点以上であること。

- (イ) 建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
 - (ウ) 平成15年4月1日から本件工事の公告日までの間に完成した工事で、延床面積4,000㎡以上かつ複数階非木造建築の新築、増築、もしくは改築の建築一式工事の元請実績（単体、又は共同企業体の代表者の実績に限る。）があること。
 - (エ) 配置予定技術者は、平成15年4月1日から本件工事の公告日までの間に完成した工事で、延床面積4,000㎡以上かつ複数階非木造建築の新築、増築、もしくは改築の建築一式工事の元請実績（単体、又は共同企業体の代表者の実績に限る。）を有し、また、その技術者は一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者（これと同等以上の資格を有すると国土交通省に認定されている者を含む。）、かつ、建設業法における建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了している者を施工現場に専任で配置できること。
- キ 特定共同企業体の第2位構成員は、2（2）のアからオまでに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。
- (イ) 経審の総合評定値通知書における建築一式の総合評定値が1,000点以上であること。
 - (イ) 建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
 - (ウ) 平成15年4月1日から本件工事の公告日までの間に完成した工事で、延床面積2,000㎡以上かつ複数階非木造建築の新築、増築、もしくは改築の建築一式工事の元請実績（単体、又は共同企業体の代表者の実績に限る。）があること。
 - (エ) 配置予定技術者は、平成15年4月1日から本件工事の公告日までの間に完成した工事で、延床面積2,000㎡以上かつ複数階非木造建築の新築、増築、もしくは改築の建築一式工事の元請実績（単体、又は共同企業体の代表者の実績に限る。）を有し、また、その技術者は一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者（これと同等以上の資格を有すると国土交通省に認定されている者を含む）
- ク 特定共同企業体の第3位構成員は、2（2）のアからオまでに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。
- (イ) 経審の総合評定値通知書における建築一式の総合評定値が800点以上であること。
 - (イ) 建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
 - (ウ) 配置予定技術者は、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者（これと同等以上の資格を有すると国土交通省に認定されておる者を含む）
- ケ 特定共同企業体の第4位構成員は、2（2）のアからオまでに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。
- (イ) 建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- コ 2（2）のカ（エ）、キ（エ）及びク（ウ）に掲げる者は、本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が3か月を経過しており、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、他の工事に従事している者であっても、契約日以降に本件工事に配置する

ことができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。

サ 2 (2) のカ (エ) に掲げる者の実績についての従事役職は、監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての工事経験があることに限る。

3 競争入札参加申請

競争入札参加希望者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申請書【第1号様式】

《添付書類》

- ・各構成員の特定建設業の許可書の写し
- ・各構成員の経営規模等評価結果通知書総合評点値通知書の写し（本件工事の入札参加資格申請の日前で、有効かつ最新のものとする。以下同じ。）
- ・各構成員の施工実績調書【第2号様式その1・その2】
- ・各構成員の配置予定技術者調書【第3号様式その1・その2】
監理技術者資格者証の写し（両面）、及び監理技術者講習終了証の写し
- ・各構成員の暴力団等の排除に関する誓約書【第7号様式】
- ・「施工実績調書」及び「配置予定技術者調書」の記載内容が確認できる契約書又は、施工実績証明書又は図面及び仕様書等の写し（入札参加資格に関する条件を満たしていることが確認できるものを添付すること）。また、契約書等については、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス、CORINSの「受注登録工事カルテ受領書」又は「竣工登録工事カルテ受領書」の写しに代えることができる。

また、「施工実績調書」及び「配置予定技術者調書」の記載内容が確認できる添付書類については、言語が日本語以外の場合は、その日本語訳を付記又は添付すること。

イ 特定共同企業体入札参加資格審査申請書【第4号様式】

《添付書類》

- ・委任状【第5号様式】
 - ・建設工事特定共同企業体協定書（構成員の部数と提出用1部を作成し、1部のみ提出すること。）
- ウ 25・26年度新潟市競争入札参加資格者名簿（工事関係）に登録されていない者又は同名簿に登録されているが、建築一式工事に登録が認められていない者が特定共同企業体の構成員にいる場合の提出書類

3 (1) のア及びイの提出書類に加えて、特定調達契約に係る建設工事入札参加資格審査申請書を提出しなければならない。

なお、申請書類は新潟市役所ホームページ「入札・契約（建設工事・建設コンサルタント）」からダウンロード可能。また、平成25年5月28日から平成25年6月11日まで（土日祝日）

除く、午前8時半から午後5時まで)の間4(5)に掲げる部課において無償で交付する。

(2) 提出期間及び方法

- ・平成25年5月28日～平成25年6月11日(土日祝日を除く、午前8時半から午後5時まで)
- ・4(5)に掲げる部課へ直接持参すること。

4 書類の作成及び提出に関する留意事項

3に掲げた申請書並びにその添付書類、質疑書、理由説明請求に係る書面及び入札書の作成及び提出等の取り扱いについては以下のとおりとする。

- (1) 書類の作成に係る費用は申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 申請する企業体の名称は、「〇〇・〇〇・〇〇・〇〇特定共同企業体」とすること。
- (5) 提出先

郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602-1

新潟市財務部契約課(市役所第1分館4階)

TEL025-226-2217

FAX025-225-3500

メール keiyaku@city.niigata.lg.jp

- (6) その他 各項目を熟読のこと。

5 配置技術者の届出

- (1) 落札候補者は、通知到着の翌営業日までに資格確認を受けた技術者(13(3)に該当する場合は、当該技術者を含む。)について配置技術者届出書【第8号様式その1】を構成員ごとに作成し、4(5)に掲げる部課に1部を提出すること。

技術者記入欄が不足する場合は、配置技術者届出書(特定共同企業体用)【第8号様式その2】に記載すること。

- (2) 本件工事が完成するまでの間は、資格確認を受けた技術者の変更はできない。ただし、技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合で、かつ、新たに配置する技術者が、2に定める資格条件(変更すべき事由が生じた日を基準日とする。)を満たすと確認された場合はこの限りでない。
- (3) 落札候補者決定後、配置技術者の専任配置を確認するための調査の結果により、落札候補者を取消することがある。
- (4) 監理技術者は、現場代理人との兼任を妨げない。

6 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格の確認は、平成25年6月19日に一般競争入札参加資格確認結果通知書【第6号様式】を、当該参加申請を行なった者（特定共同企業体の代表構成員。以下同じ。）に郵送により通知する。この場合、入札参加資格がないと認められた者には、理由を付して郵送により通知する。
- (2) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、平成25年6月28日まで（土日祝日を除く、午前8時半から午後5時まで）に4（5）に掲げる部課に書面（様式は自由）を提出により説明を求めることができる。この場合、説明を求めた者に対し、平成25年7月4日午後5時までに書面で回答する。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を受けた者又はその構成員が、次のいずれかに該当するときは、本件工事に係る入札に参加することができない。

- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 3（1）に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

新潟市役所ホームページ「入札・契約（建設工事・建設コンサルタント）」からダウンロード可能。また、平成25年5月28日から平成25年6月11日まで（土日祝日を除く、午前8時半から午後5時まで）の間4（5）に掲げる部課において無償で交付する。なお、交付部数は、各者1部ずつとする。

- (2) 設計図書の入手方法等

ア 設計図書の入手方法

新潟市役所ホームページ「入札・契約（建設工事・建設コンサルタント）」からダウンロード可能。また、平成25年5月28日から平成25年6月11日まで（土日祝日を除く、午前8時半から午後5時まで）の間4（5）に掲げる部課において閲覧可能。

なお、設計図書のデータを記録したCDを希望する場合は、平成25年5月28日から平成25年6月11日まで（土日祝日を除く、午前8時半から午後5時まで）の間4（5）に掲げる部課に引き換え用のCD-R（未使用650MB以上）持参すること。

イ 設計図書等に対する質問（質問のある場合のみ提出すること）

- (ア) 設計図書等に対する質問がある場合は、平成25年5月28日から平成25年6月25日まで（土日祝日を除く、午前8時半から午後5時まで、なお最終日は午後3時までとする。）の間に4（5）に掲げる部課へ電話で連絡の上、質疑書をメールすること。
- (イ) 上記（ア）の質疑書に対する回答書は、質問締切日から5営業日以内に質問者及び申込み業

者へFAXで送付（特定共同企業体の場合は代表者のみ）するとともに、新潟市役所ホームページ「入札・契約（建設工事・建設コンサルタント）」に掲載し、契約課の入札控室へも掲示する。回答書の送付を受けた者は、直ちに、会社名等必要事項を記入の上、FAXにより返信すること。

なお、質問件数が多数に及ぶ等、事務処理上5営業日以内の回答が困難なとき又は、その他合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限を延期することもある。

ウ 入札説明書及び設計図書を入手した者は、これらを当該入札以外の目的で使用してはならない。

9 工事費内訳書の提出

本工事の入札においては、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を提出すること。内訳書の作成については、下記の点に留意すること。なお、開札後に工事費内訳書の審査を行う。審査の結果、下記の点について不備が見受けられた場合、当該入札者は失格とする。

ア 内訳書の金額が入札書のコピー金額と一致すること。

イ 内訳書の内容は、市の設計書と同じ項目を網羅してあること。（積算の都合上、市の設計書と金額の記載場所が異なっても可とします。）

ウ 工事費内訳書を提出しない者の入札は無効とする。また、提出にあたっては、入札参加者名及び工事名称を必ず記入すること。

10 入札及び開札における留意事項

(1) 入札・開札日時及び場所

ア 日 時 平成25年7月16日（火） 午前10時

イ 場 所 4（5）に掲げる部課 第1分館4階 契約課入札室

(2) 郵送（書留郵便に限る。）による入札書の受領期間

ア 受領期間 平成25年7月10日から平成25年7月12日午後5時まで

イ 提出先 4（5）に掲げる部課へ提出すること

(3) 入札参加者又はその代理人は、本市が示した設計図書、入札説明書及び規則等を熟知の上、入札をしなければならない。

(4) 入札参加者及びその代理人は、本工事に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

(5) 入札室には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。

(7) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札担当職員に一般競争入札参加資格確認通知書（コピー可）、並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提出すること。

- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、本市様式の入札書【別記様式第3号の2】及び委任状【別記様式第2号】を使用すること。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別記様式による入札書を提出しなければならない。
- ア 入札参加者の住所、会社（商号）名、入札者氏名及び押印（外国人にあつては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）
 - イ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社（商号）名、受任者氏名（代理人の氏名）及び押印
 - ウ 工事番号及び工事名
 - エ 工事場所
 - オ 入札金額
- (11) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本通貨による表示に限る。
- (12) 開札日に持参による入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ封かんし、封筒の表面に入札件名、入札者名を記載するとともに「入札書在中」と記載し、6（1）に定める時間と場所に入札書の提出を行うこと。また、工事費内訳書及び代理人による入札の場合の委任状については、入札書と一緒に提出すること。
- なお、郵送（書留郵便に限る。）により入札する場合については、二重封筒とし入札書は内封筒に入れ、外封筒の表書きとして「平成〇〇年〇〇月〇〇日開札 〇〇第〇号 〇〇工事 入札書及び工事費内訳書 在中」と朱書きし、上記で示した入札書及び入札金額に対応した工事費内訳書のほか、一般競争入札参加資格確認通知書（コピー可）も同封すること。また、裏側又は表側の左下部に入札参加者名を記載し10（2）に定める期間に到着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (13) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、契約者使用印を押印しておくこと。（ただし、入札金額の訂正は認めない。）
- (15) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書等の引換え、変更、取消をすることができない。
- (16) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (17) 入札参加者が少数で、競争性が確保できないと判断される場合は、入札を中止する場合がある。
- (18) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、抽選により入札者を決定するなどの場合がある。

- (19) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない新潟市職員を立ち会わせてこれを行う。
- (20) 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札候補者を決定する入札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税法に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (21) 初度の入札において落札者がいないときは、入札の条件を変更しないでその場で直ちに1回を限度とし、再度の入札を行う。

11 無効の入札書

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札、又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理者がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) 3（1）に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札
- (7) 入札書等を提出する場合に、10（12）に定める方法をとらない入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 11の（4）又は（5）に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

12 落札候補者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、1（6）に定める予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（以下「最低価格入札者」という。）で、工事費内訳書等の審査（以下「内訳書審査」という。）において不備のない者を落札候補者とする。
- (2) 開札の結果、最低価格入札者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、その上で、内訳書審査において不備のない者を落札候補者と決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係の無い新潟市職員にこれに代わってくじを引かせることができる。
- (3) 最低価格入札者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、新潟市低入札価格調査実施要領（以

- 下「低入札調査要領」という。)第6条に定める調査(以下「低入札価格調査」という。)を行う。
- (4) 8(3)の調査において、低入札価格調査を行う場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、当該工事に係る予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じた額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。
- ア 直接工事費の額に10分9.5を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
- また、前項の規定に係らず、特に必要があると認めるときは、調査基準価格を予定価格に10分の7から10分の9までの範囲内における適宜の割合に乗じて得た額とする。
- (5) 8(3)の調査において、落札候補者が入札時に提出した工事費内訳書が次のいずれかの基準を満たさない場合は、その入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとみなし、失格とする。
- ア 直接工事費が市の設計額に10分の9を乗じて得た額以上
 - イ 共通仮設費が市の設計額に10分の9を乗じて得た額以上
 - ウ 現場管理費が市の設計額に10分の8を乗じて得た額以上
 - エ 一般管理費等が市の設計額に10分の3を乗じて得た額以上
- (6) 8(1)又は(2)で落札候補者と決定した者が内訳書審査において失格となった場合においては、予定価格の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格(以下「次順位価格」という。)が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を最低価格入札者と決定し、次順位価格者が調査基準価格を下回る価格であるときは、当該入札者につき低入札価格調査を行う。この規定は、落札候補者が決定するまで順次行うものとする。
- (7) 8(3)の調査の場合、平成25年7月19日午後3時までに、3(2)に掲げる部課へ、低入札要領第6条第2項に掲げる資料を提出しなければならない。
- (8) 8(3)の調査の結果、落札候補者としていない場合においては、次順位価格者が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を最低価格入札者と決定し、次順位価格者が調査基準価格を下回る価格であるときは、当該入札者につき低入札価格調査を行う。この規定は、落札候補者が決定するまで順次行うものとする。
- (9) 8(3)の調査にあたっては、最低価格入札者は調査のために必要な指示に従わなければならない。指示に従わない場合には、落札候補者としていないものとする。
- (10) 8(1)又は(2)の結果については、原則として、開札の翌日から5営業日以内に対象者へ通知する。
- (11) 落札候補者を決定した場合において、落札候補者とされなかった入札者から請求があったときは、

速やかに落札候補者を決定したこと、落札候補者の氏名及び住所、金額並びに当該請求者が落札候補者とされなかった理由（当該請求を行った入札書の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）について、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

13 調査基準価格未満の金額で入札を行った者との契約

- (1) 16の規定にかかわらず、新潟市契約規則第33条及び34条の規定による契約保証金の額は、10分の3以上とする。
- (2) 前払金の実施についての要綱の規定にかかわらず、前払金は、契約金額の10分の2以内の額を支払う。
- (3) 特定共同企業体の各構成員は、2(2)に定める技術者の要件と同一の要件（ただし、基準日は落札候補者決定日とし、技術者の要件として施工実績を掲げている場合はこれを除く。）を満たす技術者を、資格確認を受けた技術者とは別に、施工現場に専任で1名配置しなければならない。この場合、配置するすべての技術者について、配置技術者届出書【第8号様式その1】、技術者記入欄が不足する場合は、配置技術者届出書（特定共同企業体用）【第8号様式その2】及び監理技術者資格者証の写し（両面）、及び監理技術者講習終了証の写しを5(1)に定める方法により提出すること。

14 開札日の翌日から本契約締結までの間の取扱い

本件は、新潟市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年新潟市条例第3号）第2条の規定に該当する契約に該当するため、仮契約を締結し議会の議決後に本契約とする。

ただし、開札日の翌日から議会の議決日までの間に、12により落札候補者として決定した者が、指名停止要領の規定に基づく指名停止を受けた場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当である場合は当該落札候補者を失格とし、当該入札の次順位者について、12を行い新たな落札候補者を決定する。

15 入札保証金

新潟市契約規則第10条第1項第2号の規定により免除する。

16 契約保証金

新潟市契約規則第33条及び34条の規定による。

17 請負賠償責任保険

特定共同企業体として、支払保険金額が、身体については、1名につき1億円以上、1事故につき3億円以上、財物については、1事故につき1千万円以上のもの、又は対人・対物等総額3億円補償のも

の加入すること。くわしくは、新潟市役所ホームページ「入札・契約（建設工事・建設コンサルタント）」から「請負業者賠償責任保険について」を参照してください。

18 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結すること。ただし、特別な事情があると認めるときは、契約の締結を延長することができる。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

19 苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続等に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

20 本工事に関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する 予定の有無

無

21 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

4（5）に掲げる部課

22 その他

- (1) 競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加
 - 2（2）アに掲げる当該参加資格者名簿に登載されていない者が競争に参加するためには、開札の時までに当該参加者資格者名簿に登載され、かつ本工事の競争入札参加資格の認定をうけなければならない。
- (2) 開札後、次のいずれかに該当するときは、指名停止要領第2条の規定により、指名停止の措置を行う。
 - ア 最低価格入札者となった者が、正当な理由なく落札候補者又は落札者となることを辞退した場合
 - イ 調査基準価格未満の金額で入札を行って最低価格入札者となった者が、低入札要領第7条第1項第1号に該当した場合
- (3) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本工事に係る入札に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 当該調達案件は、新潟市建設工事一般競争入札実施要綱を適用しないものとする。
- (5) この入札説明書に規定のない事項については、新潟市契約規則、前払金の実施についての要綱、

継続工事の部分払いの取扱要綱，新潟市政府調達に関する苦情の処理手続要領，指名停止要領，低入札要領等に定めるところによるものとする。